

○豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱

平成29年1月18日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が交付する豊明市中小企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に立地する製造業等を営む事業者が行う工場又は研究所（以下「工場等」という。）の新設又は増設の再投資に係る事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の事業の持続的発展を図り、もって地域経済の振興及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。
- (3) 研究所 産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (4) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。
- (5) 新設 新たに土地を取得し、工場等を建設することをいう。
- (6) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
  - ア 既に事業を行っている敷地内に新たな工場等を建設すること。
  - イ 自ら所有する既存の工場等を増築すること。
  - ウ 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。

(7) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人、機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。

(8) 中小企業 常用雇用者数が25人未満の事業者をいう。

(9) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次の条件を満たす費用の合計額をいう。

ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

(10) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、期間を定めず雇用される者

(11) 操業 第7条に規定する補助事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内において工場等を立地している中小企業で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が3千万円以上であること。

(2) 過去に同一の工場等の同一事業において補助金の交付を受けた者でないこと。

(3) 豊明市21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（平成29年1月18日決裁）に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

(4) 市税の滞納がない者であること。

(5) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(補助の対象とする経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用とする。ただし、消費税相当額を除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の5%以内とし、補助金の額が1千万円を超えるときは、1千万円とする。

2 前項の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業認定申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)その他必要な書類を添えて、工場等の新設又は増設に着手する日(工場等を購入し、又は新たに賃借して工場等の新設又は増設を行う場合は、その契約を締結する日)の30日前までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容を審査し、相当と認めるときは補助事業認定通知書(様式第3号)により、相当でないと認めるときは補助事業不認定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定に当たって特に必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

(届出の義務)

第8条 前条第1項の規定による認定を受けようとする者又は前条第2項の規定により認定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次の各号に定めるときは、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

(1) 工場等の新設又は増設に着手したとき 工場等の新增設等着手届(様式第5号)

(2) 工場等の新設又は増設が完了したとき 工場等の新增設等完了届(様式第6号)

(3) 工場等の操業を開始したとき 工場等の操業開始届(様式第7号)

(認定事業内容の変更等)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 第7条第1項の認定の申請の内容に変更があるとき。

(2) 補助事業に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止するとき。

2 前項の規定による承認を受けようとする認定事業者は、補助事業認定内容変更等申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業認定内容変更等承認通知書（様式第9号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（操業開始の期日）

第10条 認定事業者は、第7条の規定による補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

（認定の取消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。

(2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付の決定がなされるまでの間に当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

(5) 法令若しくはこの要綱の規定又は第7条第3項の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、補助事業認定取消通知書（様式第10号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位承継）

第13条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等

による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

(交付の申請等)

第14条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から1年以内（これにより難しい場合にあつては、市長が定める日まで）に補助金交付申請書（様式第11号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 規則第7条の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から30日以内とし、その取下げは、その旨を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第10条の実績報告書は、第14条第1項の規定による補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(補助金額の確定通知)

第17条 補助金額の確定の通知は、第14条第2項の規定による補助金交付決定の通知をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金交付決定の通知を受けた認定事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第13号）を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、規則第14条の規定によるもののほか、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第11条第1項第3号から第5号までの規定に該当するとき。

(2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場

等を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 認定事業者は、当該工場等が前項各号に該当すると認めるときは、市長にその旨を報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 認定事業者は、補助事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、当該固定資産が補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過したものであるときは、この限りでない。

(報告及び立入検査)

第21条 市長は、特に必要があると認めるときは、認定を受けようとする者又は認定事業者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に当該工場等への立入調査をさせることができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この補助金に係る工場等の新設又は増設をする中小企業が、この要綱の施行の日から平成29年5月31日までの間に新設又は増設に着手する場合における第7条第1項の規定の適用については、同項中「工場等の新設又は増設に着手する日（工場等を購入し、又は新たに賃借して工場等の新設又は増設を行う場合は、その契約を締結する日）の30日前まで」とあるのは、「平成29年4月30日まで」とする。

様式第1号（第7条関係）

補助事業認定申請書

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

豊明市中小企業再投資促進補助事業の認定を受けたいので、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 立地場所

2 事業の様態

新設・増設（機械設備の設置を含む。）

3 工事着手予定年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- (3) 固定資産取得費用を証する書類（明細書等）
- (4) 今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料
- (5) 常用雇用者数を説明する資料
- (6) 会社等の概要を説明するパンフレット等
- (7) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (8) 定款又はこれに準ずるもの
- (9) 最近3年間の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの）
- (10) 最近3年間の納税証明書
- (11) 土地及び家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (12) 建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- (13) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

本 社 所 在 地	
会 社 等 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者（職・氏名）	
連 絡 先	

1 会社等の概要

- (1) 資本金 円  
(2) 従業員数 人  
(3) 業種（日本標準産業分類）  
(4) 豊明市内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

立 地 場 所	
立 地 年	
常用雇用者数	人 (うち豊明市内在住者数 人)

2 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所  
(2) 建築概要等  
ア 敷地面積  $m^2$   
イ 建築面積  $m^2$   
ウ 延床面積  $m^2$   
(3) 土地を除く固定資産取得費用  
(内訳：家屋 千円、償却資産 千円)  
(4) 操業時常用雇用者数 人  
(5) 操業等開始時期 年 月 日  
(6) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

- (7) 他の補助金の申請 有・無  
※有の場合は、その内容を記入すること。



様式第3号（第7条関係）

補助事業認定通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで申請のありました豊明市中小企業再投資促進補助事業の認定については、次のとおり認定しましたので、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 認定日
- 2 立地場所
- 3 条件

（備考）

豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第8条及び第9条に規定する事由が生じたときは、速やかに届出等を行ってください。

様式第4号（第7条関係）

補助事業不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで申請のありました豊明市中小企業再投資促進補助事業の認定については、次の理由により認定しないことを決定しましたので、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

理由

様式第5号（第8条関係）

工場等の新增設等着手届

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 着手年月日 年 月 日
- 2 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 立地場所

様式第6号（第8条関係）

工場等の新增設等完了届

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 立地場所

様式第7号（第8条関係）

工場等の操業開始届

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 操業開始年月日 年 月 日
- 2 立地場所

様式第8号（第9条関係）

補助事業認定内容変更等申請書

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

年 月 日付け指令 第 号で通知のありました豊明市中小企業再投資促進補助事業の認定内容について、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により変更等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更前

2 変更後

3 変更等の理由

様式第9号（第9条関係）

補助事業認定内容変更等承認通知書

第 号  
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更等については、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第9条第3項の規定により承認します。

様式第10号（第11条関係）

補助事業認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更等については、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり取り消します。

- 1 認定日 年 月 日
- 2 取消金額 金 円
- 3 取消理由



様式第11号（第14条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

豊明市中小企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

また、市税の納付状況について、操業を開始した日から5年を経過するまで豊明市が調査することについて同意します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 会社等の概要

- (1) 資本金 円  
(2) 従業員数 人  
(3) 業種（日本標準産業分類）  
(4) 豊明市内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

立 地 場 所	
立 地 年	
常用雇用者数	人 (うち豊明市内在住者数 人)

3 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所  
(2) 建築概要  
ア 敷地面積  $m^2$   
イ 建築面積  $m^2$   
ウ 延床面積  $m^2$   
(3) 土地を除く固定資産取得費用  
(内訳：家屋 千円、償却資産 千円)  
(4) 常用雇用者数 人

- (5) 操業等開始時期                      年    月    日
- (6) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

#### 4 添付書類

- (1) 固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）
- (2) 常用雇用者数を説明する資料
- (3) 認定申請時と変更のある場合、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- (4) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (5) 建築基準法の規定による検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第14条関係）

補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで申請のありました豊明市中小企業再投資促進補助金の  
交付については、次のとおり決定したので、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第  
14条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付年度及び交付額

様式第13号（第18条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

豊明市長 殿

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名

印

年 月 日付け指令 第 号で交付の決定を受けた豊明市中小企業再投資促進補助金について、豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円  
2 補助金の振込先

金融機関名	種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
	普通 当座		

- 様式第 1 号 (第 7 条関係)
- 様式第 2 号 (第 7 条関係)
- 様式第 3 号 (第 7 条関係)
- 様式第 4 号 (第 7 条関係)
- 様式第 5 号 (第 8 条関係)
- 様式第 6 号 (第 8 条関係)
- 様式第 7 号 (第 8 条関係)
- 様式第 8 号 (第 9 条関係)
- 様式第 9 号 (第 9 条関係)
- 様式第 1 0 号 (第 1 1 条関係)
- 様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)
- 様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)
- 様式第 1 3 号 (第 1 8 条関係)